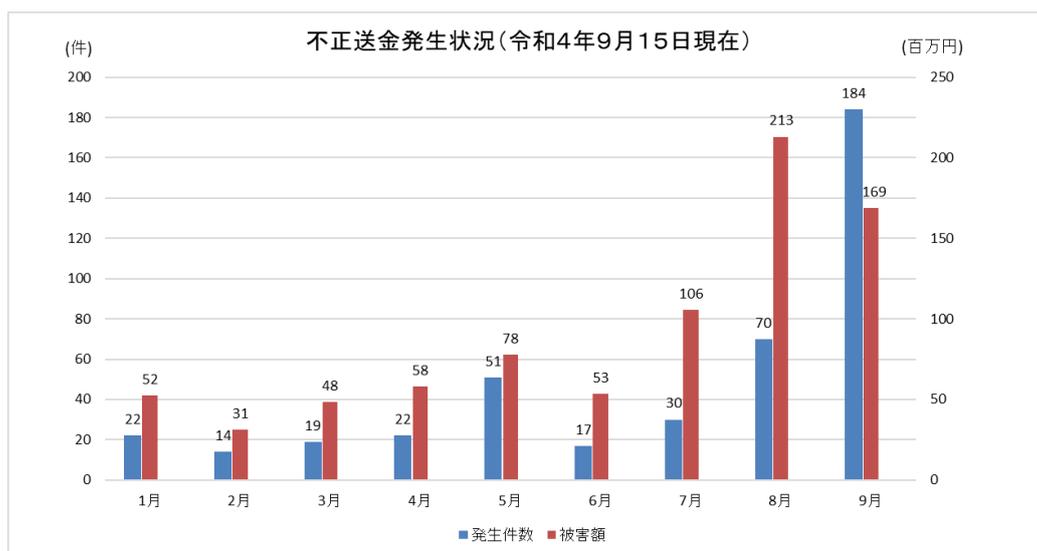


フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）

令和4年(2022年)8月下旬からインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害が急増しています。

インターネットバンキングに係る不正送金被害については令和元年(2019年)以降、発生件数・被害額ともに減少傾向が続いており、令和4年上半期*(1月から6月までの6か月間)における発生件数は145件、被害額は約3億2,100万円でしたが、8月における発生件数は70件、被害額は約2億1,300万円、また、9月1日から15日までににおける発生件数は184件、被害額は約1億6,900万円となっており、急増しています。(数値はいずれも暫定値)

※ 「令和4年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和4年9月15日警察庁広報資料)では「発生件数144件」及び「被害額約3億1,571万円」と記載しているところ、その後に判明した被害が1件あるため、数値を改めています。



被害の多くはフィッシングによるものとみられます。具体的には、金融機関(銀行)を装ったフィッシングサイト(偽のログインサイト)へ誘導するメールが多数確認されています。このようなメールやSMSに記載されたリンクからアクセスしたサイトにID・パスワード等を入力しないよう御注意ください。

また、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)が具体的な手口や対策などの関連情報をWebサイトで公開していますので、併せて御参照ください。

【掲載場所等(JC3のWebサイト)】

「インターネットバンキングの不正送金による被害を防ぐために」

<https://www.jc3.or.jp/threats/topics/article-463.html>

(HOME→NEWS(脅威情報)→インターネットバンキングの不正送金による被害を防ぐために)